

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案に対する修正案 新旧対照表

○ 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)(抄)

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>第四十一条の二 賃金、労働時間その他の当該事業場における労働条件に関する事項を調査審議し、事業主に対し当該事項について意見を述べることを目的とする委員会（使用者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とするものに限る。）が設置された事業場において、当該委員会がその委員の五分の四以上の多数による議決により次に掲げる事項に関する決議をし、かつ、使用者が、厚生労働省令で定めるところにより当該決議を行政官庁に届け出た場合において、第二号に掲げる労働者の範囲に属する労働者（以下この項において「対象労働者」という。）であつて書面その他の厚生労働省令で定める方法によりその同意を得たものを当該事業場における第一号に掲げる業務に就かせたときは、この章で定める労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定は、対象労働者については適用しない。ただし、第三号から第五号までに規定する措置のいずれかを使用者が講じていない場合は、この限りでない。</p> <p>一〇六 〔略〕</p> <p>七 対象労働者のこの項の規定による同意の撤回に関する手続</p> <p>八〇十 〔略〕</p>	<p>第四十一条の二 賃金、労働時間その他の当該事業場における労働条件に関する事項を調査審議し、事業主に対し当該事項について意見を述べることを目的とする委員会（使用者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とするものに限る。）が設置された事業場において、当該委員会がその委員の五分の四以上の多数による議決により次に掲げる事項に関する決議をし、かつ、使用者が、厚生労働省令で定めるところにより当該決議を行政官庁に届け出た場合において、第二号に掲げる労働者の範囲に属する労働者（以下この項において「対象労働者」という。）であつて書面その他の厚生労働省令で定める方法によりその同意を得たものを当該事業場における第一号に掲げる業務に就かせたときは、この章で定める労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定は、対象労働者については適用しない。ただし、第三号から第五号までに規定する措置のいずれかを使用者が講じていない場合は、この限りでない。</p> <p>一〇六 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>七〇九 〔同上〕</p>

②
～
⑤
〔略〕

②
～
⑤
〔同上〕

修正後	修正前
<p>目次</p> <p>第二章 基本方針(第十条・<u>第十条の三</u>)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第十条 国は、労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようになるために必要な労働に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。</p> <p>2 8 [略]</p> <p>(中小企業における取組の推進のための関係者間の連携体制の整備)</p> <p>第十条の三 国は、労働時間の短縮その他の労働条件の改善、多様な就業形態の普及、雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保その他の基本方針において定められた施策の実施に関し、中小企業における取組が円滑に進むよう、地方公共団体、中小企業者を構成員とする団体その他の事業主団体、労働者団体その他の関係者により構成される協議会の設置その他</p>	<p>目次</p> <p>第二章 基本方針(第十条・<u>第十条の二</u>)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第十条 国は、労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようになるために必要な労働に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針(以下この条及び次条において「基本方針」という。)を定めなければならない。</p> <p>2 8 [同上]</p> <p>[新設]</p>

これらの者の間の連携体制の整備に必要な施策を講ずるよう
努めるものとする。

○ 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成四年法律第九十号)(抄)

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>(事業主等の責務)</p> <p>第二条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 事業主は、他の事業主との取引を行う場合において、著しく短い期限の設定及び発注の内容の頻繁な変更を行わないこと、当該他の事業主の講ずる労働時間等の設定の改善に関する措置の円滑な実施を阻害することとなる取引条件を付けないこと等取引上必要な配慮をするように努めなければならない。</p>	<p>(事業主等の責務)</p> <p>第二条 [同上]</p> <p>2・3 [同上]</p> <p>4 事業主は、他の事業主との取引を行う場合において、当該他の事業主の講ずる労働時間等の設定の改善に関する措置の円滑な実施を阻害することとなる取引条件を付けない等取引上必要な配慮をするように努めなければならない。</p>

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>(検討)</p> <p>第十二条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 政府は、前二項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の規定について、労働者と使用者の協議の促進等を通じて、仕事と生活の調和、労働条件の改善、雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保その他の労働者の職業生活の充実を図る観点から、改正後の各法律の施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>附則</p> <p>(検討)</p> <p>第十二条 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>3 政府は、前二項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の規定について、改正後の各法律の施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>